

労災保険に特別加入している方へ①

①中小事業主の特別加入（第1種）の加入及び継続条件について 主な加入条件（下記いずれかを満たす）

- ・労働者を通年雇用していること
- ・年間に100日以上使用する労働者がいること

労災保険の特別加入には第1種と第2種があり、玉島商工会議所において、特別加入の手続きを行い、ご加入頂いている特別加入は**第1種**となります。特別加入をしていても、加入条件を満たしていない場合には、**業務災害が発生しても労災認定がされない場合があります**。今後、労働者を雇用する見込みがない場合は法人であっても特別加入（第2種）または民間の保険への切替を検討する必要があります。

※特別加入（第2種）への加入手続きは玉島商工会議所では行っておりません。
現在、特別加入（第1種）に加入しており、労働者を雇用する見込みがない場合は必ずご連絡ください。

労災保険に特別加入している方へ②

②令和8年度 特別加入基礎日額の変更について

特別加入者の基礎日額変更は令和8年3月31日（火）午前中までに玉島商工会議所へご連絡ください。

令和8年6月1日～7月10日の間にも変更できますが、災害が発生した場合、災害発生後に基礎日額を変更しても変更前の基礎日額での補償給付となりますのでご注意ください。

③特別加入給付金支払いの条件について

ケガをした際の給付金の支払いに関していくつかの条件があります。

- ・労働者としての業務に従事していた際のケガの場合
- ・申請書に記載した業務内容と業務時間内でのケガの場合

※1人で夜間や休日に作業を行った際のケガや事故については給付金支払い対象外となります